

鈴鹿市告示第 1 7 9 号

送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定及び鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）第 1 8 条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、鈴鹿市総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

地方税法に基づき送達する書類

2 送達を受けるべき者の氏名

FRANCISCO DA SILVA ALINE HELENA

3 書類の送達があったものとみなす日

令和 8 年 8 月 2 1 日